

ほけんだより 感染症対応について

鶴岡養護学校

保健室 齋藤

1 登校時のお願い

体調がすぐれない場合または発熱等の風邪症状がみられる場合（同居家族も同様）は、登校を控え、医療機関の受診をお願いいたします。受診して感染性の症状ではないとわかり次第登校が可能です。

2 マスクの着用について

お子様（保護者の方々）のマスク着用については保護者の判断にお任せいたします。ただし、学習場面や状況によって、マスク着用ができるようにマスクをお子様に持たせてください。

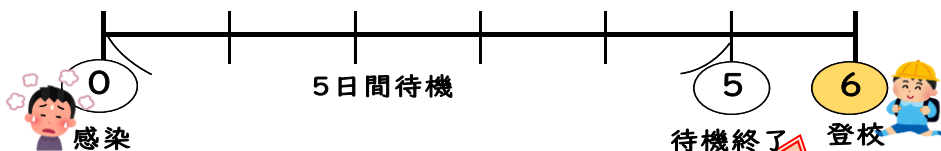
3 各感染症対応について

感染症の種類によっては、一定期間登校できない場合があります。本校では、学校保健安全法に定められている期間および学校医と相談のもと、以下の通りに取り決め、その期間は登校を控えていただきます。

<新型コロナウイルス感染症>

◆児童生徒が感染した場合

発症から5日間を経過し、症状軽快後24時間を経過した場合には、最短6日目からの登校が可能です。※症状軽快後24時間とは、症状が6日目に残っていた場合は、7日目からの登校となります。



いつ症状が軽快になるかによって登校日が変わります。

◆同居家族が感染した場合

感染者と隔離し、最終接触日から起算して、2日間無症状の場合は、3日目からの登校が可能です。ただし、感染者の待機期間が終了するまでは、毎朝の検温と健康観察を入念にお願いいたします。

<インフルエンザ>

発症してから5日間を経過し、かつ解熱後2日経過するまで。

※同居家族がインフルエンザに感染した場合は、お子様に症状がなければ登校は可能です。

<感染性胃腸炎>

症状軽快後24時間経過するまで。

<その他感染症>

受診時に医師に確認していただき、学校に連絡をお願いいたします。

学校医より

本校には、基礎疾患等により感染症が重症化しやすい児童生徒も在籍しております。感染症の出席停止期間が明けても、風邪症状が残っている場合は、お子様ご自身の体力回復を最優先に考え、無理のない登校判断をしていただけたけると助かります。ご理解とご協力の程よろしくをお願いいたします。